

書籍訂正情報

2022年版 出る順社労士 必修基本書

(2022/08/08 現在)

弊社が出版いたしました書籍「2022年版 出る順社労士 必修基本書」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、書籍の訂正をお願いいたします。

- ・ 2021/11/10 更新分… p. 1～3
- ・ 2021/12/13 更新分… p. 4
- ・ 2022/01/11 更新分… p. 5
- ・ 2022/01/24 更新分… p. 6～7
- ・ 2022/02/08 更新分… p. 8
- ・ 2022/03/02 更新分… p. 9～11
- ・ 2022/04/25 更新分… p. 12～22
- ・ 2022/05/30 更新分… p. 23
- ・ 2022/08/08 更新分… p. 24

【2021/11/10 更新分】

② 社会保険科目（第2分冊）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P84 ページ上部 冒頭「▶70歳以上の外来療養に係る年間の高額療養費は、…」の記述の4行目	そのうち、当該超えている部分の額を、…	そのうち、当該超えている部分の額に、…

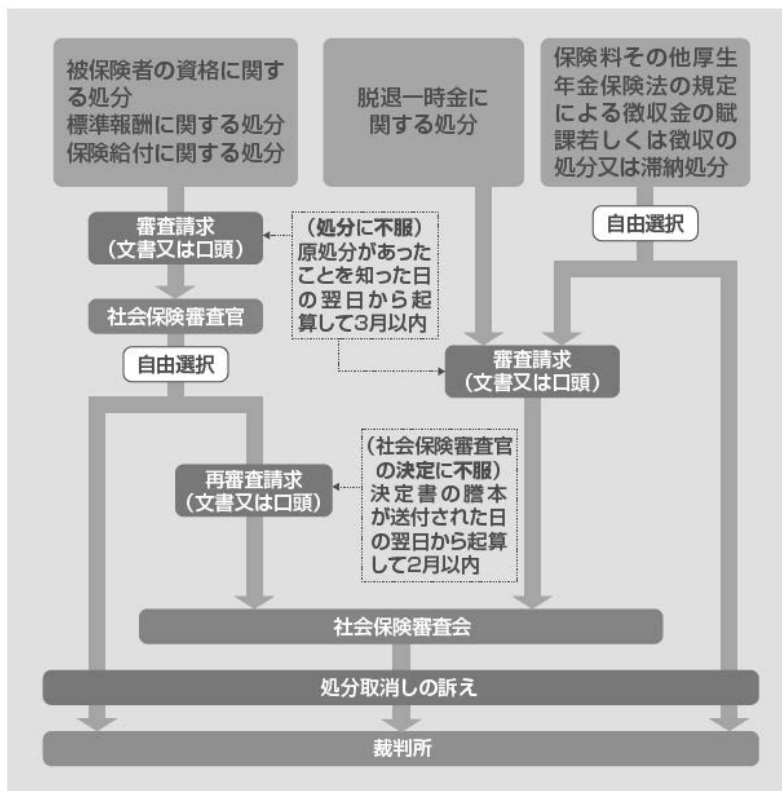
	訂正箇所	訂正内容
訂正	P109 1 保険給付の種類(法 127 条)表	次ページの表に差し替え

	被保険者に関する保険給付	被扶養者に関する保険給付
疾病・負傷	療養の給付 入院時食事療養費 入院時生活療養費 保険外併用療養費療養費	家族療養費
	訪問看護療養費	家族訪問看護療養費
	移送費	家族移送費
	特別療養費 *1	
	高額療養費及び高額介護合算療養費 *1*2	
	傷病手当金	
出産	出産育児一時金	家族出産育児一時金
	出産手当金	
死亡	埋葬料	家族埋葬料

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P271 過去問 *1 1~2 行目	…、あわせて加入員又は加入員であつて者の障害又は死亡に関し、…	…、あわせて加入員又は加入員であつた者の障害又は死亡に関し、…
訂正	P290 ページ上部 被保険者の種類 3 行目	1 <u>上記の</u> 2 ~ 4 の被保険者以外の厚生年金の被保険者	1 <u>下記の</u> 2 ~ 4 の被保険者以外の厚生年金の被保険者

	訂正箇所	訂正内容
訂正	P420 2 審査請求と訴訟との関係（法91条の3） 図	下図に差し替え

〔厚生労働大臣による処分についての不服申立て〕



※2022/03/02 (水) 追記

上記の図の訂正箇所は、図下部の【社会保険審査官】、【処分取消しの訴え】、【裁判所】の中央にこれらを一本に繋ぐ矢印が追加されている点です。

【2021/12/13 更新分】

①労働科目（第1分冊）

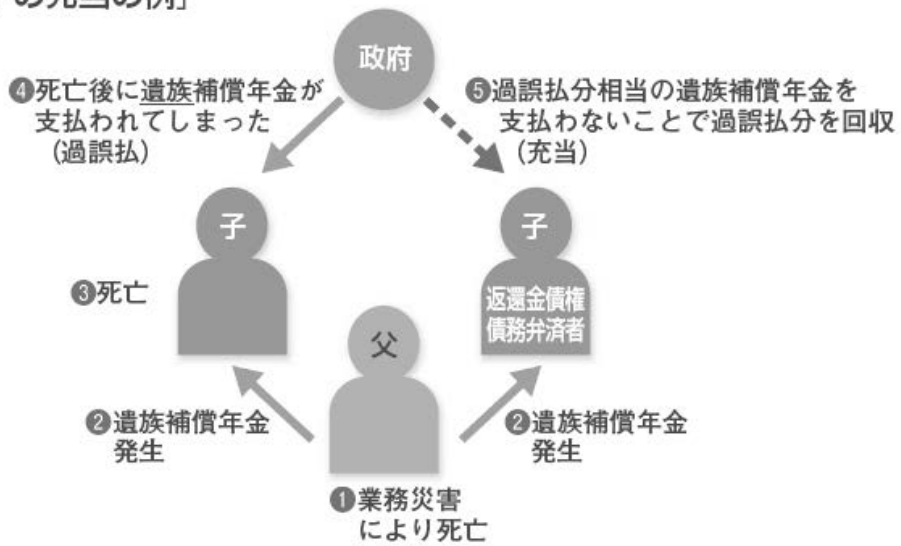
	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P158 ページ中部 (6) 巡視 (則 15 条 1 項) ② 7 行目	… <u>100 時間</u> を超えた労働者の氏名及びその超えた時間に関する情報」が、…	… <u>80 時間</u> を超えた労働者の氏名及びその超えた時間に関する情報」が、…
訂正	P516 (2) 印紙保険料納付計器による納付 (則 23 条 3 項) 1 行目	事業主が厚生労働大臣の承認を受けて印納保険料納付計器を設置した場合には、…	事業主が厚生労働大臣の承認を受けて印紙保険料納付計器を設置した場合には、…
訂正	P537 ページ中部 ⑤ 事業主の代理人 (則 73 条、則 78 条 2 項) 2 行目	…、その旨及び当該代理人が使用すべき認印の印影を所轄労働基準監督署長又は…	…、その旨を所轄労働基準監督署長又は…

【2022/01/11 更新分】

①労働科目（第1分冊）

	訂正箇所	訂正内容
訂正	P299 [(2)の充当の例] 図	下記の図に差し替え（下線部が訂正部分）

[(2)の充当の例]



【2022/01/24 更新分】

①労働科目（第1分冊）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P69 (1) 36協定の締結・届出 条文	…、厚生労働省令で定めるところの <u>より</u> これを行政官庁に届け出た場合においては、…	…、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、…
	訂正箇所	訂正内容	
訂正	P323 5 保険給付と特別支給金の相違点表	下記の表に差し替え（下線部が訂正部分）	

相違項目	保険給付	特別支給金
譲渡・担保・差押 平5択 平9択 令元択	禁止	できる
不正受給者からの費用徴収 *12	あり	なし
社会保険との減額調整 平5択 平8択 平22択 令2択		
第三者行為災害における調整 平5択 平11択 平18択 令2択		
事業主の民事損害賠償との調整 平14択		
事業主からの費用徴収 *13		

②社会保険科目（第2分冊）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P462 発展 *9 2つ目の□	□保険料の賦課額は <u>64</u> 万円を超えることができない（令18条1項6号）。	□保険料の賦課額は <u>66</u> 万円を超えることができない（令18条1項6号）。

【2022/02/08 更新分】

①労働科目（第1分冊）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P337 ■保険給付を受ける権利の消滅時効（法42条） 本文 3行目	…、介護給付及び <u>二時健康</u> 診断等給付を受ける権利は、…	…、介護給付及び <u>二次健康</u> 診断等給付を受ける権利は、…
訂正	P395 前ページから続く（4）支給日（法37条7項） 本文 4行目 （p.395の上から3行目）	…、受給期間の最後の日から起算して1か月を <u>経過する日</u> ）に支給される。	…、受給期間の最後の日から起算して1か月を <u>経過する日まで</u> ）に支給される。

【2022/03/02 更新分】

①労働科目（第1分冊）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P236 （2）職業性の 疾病（労働基準 法施行規則別表 1の2第2号～10 号ほか） 本文 16行目 （下から3行目）	…「 <u>脳血管疾患及び虚血性 心疾患等</u> （ <u>負傷に起因す るものを除く</u> ）の <u>認定基 準</u> 」に基づいて行われ、…	…「 <u>血管病変等を著しく増 悪させる業務による脳血 管疾患及び虚血性心疾患 等</u> の <u>認定基準</u> 」に基づい て行われ、…
改正	P236 ▶ <u>脳血管疾患及 び虚血性心疾患 等（負傷に起因 するものを除 く）の認定基準 （抜粋）</u> タイトル	▶ <u>脳血管疾患及び虚血性 心疾患等（負傷に起因する ものを除く）の認定基準 （抜粋）</u>	▶ <u>血管病変等を著しく増 悪させる業務による脳血 管疾患及び虚血性心疾患 等の認定基準（抜粋）</u> 改正
改正	P435 上から2つ目の 「▶」 2～3行目	下記に差し替え （※2行目～3行目の「 <u>休業開始時において同一事業 主の下で1年以上雇用が継続しており、かつ</u> 」を削除）	

- ▶ 介護休業を開始した一般被保険者又は高年齢被保険者が期間を定めて雇用される者である場合において介護休業給付金が支給されるためには、介護休業を開始した日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その労働契約が満了することが明らかでない者であることが必要とされている。**改正**

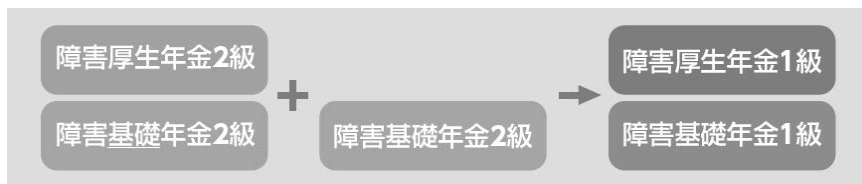
	訂正箇所	訂正内容
改正	P435 上から2つ目の 「▶」 2～3行目	下記に差し替え (※2行目～3行目の「 <u>休業開始時において同一事業主の下で1年以上雇用が継続しており、かつ</u> 」を削除)

- ▶ 介護休業を開始した一般被保険者又は高年齢被保険者が期間を定めて雇用される者である場合において介護休業給付金が支給されるためには、介護休業を開始した日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その労働契約が満了することが明らかでない者であることが必要とされている。 **改正**

②社会保険科目（第2分冊）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P33 上から2つ目の 「▶」 本文 2行目末尾	…、被保険者が世帯主であることを要しない（昭15.6.16社発7号）。	…、被保険者が世帯主であることを要しない（昭15.6.26社発7号）。
訂正	P233 （2）脱退一時金の額（法附則9条の3の2第3項ほか） 本文 2行目	…政令で定める数（6～ <u>10</u> ）を乗じて得た額とする。	…政令で定める数（6～ <u>60</u> ）を乗じて得た額とする。

	訂正箇所	訂正内容
訂正	P368 上の図 (前ページ(4)) 障害基礎年金と の併合による場 合①の参考図	下記の図に差し替え (下線部が訂正部分)



	訂正箇所	訂正内容
改正	P450 中央の表 ((3) 保険料 ①の表)	下記の表に差し替え (下線部が訂正部分)

	賦課限度額
基礎賦課額	65万円 <small>平27択</small>
後期高齢者支援金賦課額	20万円
介護納付金賦課額	17万円

【2022/04/25 更新分】

①労働科目（第1分冊）

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P274 ②、③ 及び 例	下記に差し替え（下線部が訂正部分）

②その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた場合であって、介護に要する費用を支出して介護を受けた日があり、支出した費用の額が75,290円（随時介護の場合37,600円）に満たない場合 *1

	常時介護	随時介護
最低保障額※	<u>75,290円</u>	<u>37,600円</u>

③その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた場合であって、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合 令2択

	常時介護	随時介護
最低保障額※	<u>75,290円</u>	<u>37,600円</u>

※介護を受け始めた月については最低保障額の適用なし（②の場合は実費、③の場合は給付を行わない） *1 平25択

例 5月15日から9月10日まで常時介護の場合

	5月	6月	7月	8月	9月
上記①	実費支給（上限 171,650円）				
上記②	実費支給	最低保障額 <u>75,290円</u>			
上記③	不支給	最低保障額 <u>75,290円</u>			

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P274 過去問 * 1 1 問目の 4 行目	…、 <u>73,090</u> 円が最低額として保障される。(×)	…、 <u>75,290</u> 円が最低額として保障される。(×)
	訂正箇所	訂正後	
改正	P329 前ページから続く ①一人親方その他の自営業の者及びその事業に従事する者 (一人親方等) の(i)の直下	下記(j)を追加	

(j)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が行う事業

	訂正箇所	訂正後
改正	P329 ②特定の作業に従事する者であつて労働者以外の者（特定作業従事者）の(g)の直下	下記 (h) を追加

(h) 情報処理システム（ネットワークシステム、データベースシステム及びエンベデッドシステムを含む）の設計、開発（プロジェクト管理を含む）、管理、監査、セキュリティ管理若しくは情報処理システムに係る業務の一体的な企画又はソフトウェア若しくはウェブページ的设计、開発（プロジェクト管理を含む）、管理、監査、セキュリティ管理、デザイン若しくはソフトウェア若しくはウェブページに係る業務の一体的な企画その他の情報処理に係る作業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P388 (5) 地域延長給付（法附則5条1項～3項、則附則19条） ① 本文 1行目	受給資格に係る離職の日が令和4年3月31日以前である特定理由離職者又は特定受給資格者であつて、…	受給資格に係る離職の日が令和7年3月31日以前である特定理由離職者又は特定受給資格者であつて、…
改正	P424 ②教育訓練支援給付金（法附則11条の2第1項、則附則25条） 本文 1行目	…、令和4年3月31日までの暫定的な給付であり、…	…、令和7年3月31日までの暫定的な給付であり、…

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P424 (1) 支給要件 (法附則11条の2第1項、則附則25条) 本文 2行目	…、令和4年3月31日以前に専門実践教育訓練を開始した者が、…	…、令和7年3月31日以前に専門実践教育訓練を開始した者が、…
改正	P440 2つめの「▶」 2行目～3行目	…、休業開始時において同一事業主の下で1年以上雇用が継続しており、かつ、その養育する子が1年6か月又は2歳に達する日までに、…	…、その養育する子が1年6か月又は2歳に達する日までに、…
	訂正箇所	訂正内容	
		訂正後	
改正	P447-448 2 能力開発事業 (法63条) (1) 6 以降の番号	<p>5 の直下に下記 6 を追加し、以降の番号 (6～8) を7～9に振り直す</p> <p>※P447 の9 (振り直し後の番号) の冒頭は、「1から8のほか、…」に訂正してください。</p>	

- 6 職業能力開発促進法の規定によりキャリアコンサルティングの機会を確保する事業主に対して必要な援助を行うこと及び労働者に対してキャリアコンサルティングの機会の確保を行うこと

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P450 [国庫負担の割合] 表	下表に差し替え

[国庫負担の割合]

給付の種類		国庫負担の割合	
求職者給付 (高年齢求職者給付金を除く)	日雇労働求職者給付金 以外の求職者給付	※1の場合	1 / 4
		※1以外の場合	1 / 40
	日雇労働求職者給付金	※1の場合	1 / 3
		※1以外の場合	1 / 30
	広域延長給付	※1の場合	1 / 3
		※1以外の場合	1 / 30
介護休業給付金及び育児休業給付金		1 / 8	
職業訓練受講給付金		1 / 2 ※2	

※1 毎会計年度の前々会計年度における労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況及び求職者給付の支給を受けた受給資格者の数が、当該会計年度における求職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する場合をいう。

※2 職業訓練受講給付金に係る国庫の負担額については、当分の間、国庫が負担すべきこととされている額の100分の55に相当する額とされている。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正後	
改正	P450 発展 *2	全文削除	
	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P450-451 (2) 国庫負担に関する暫定措置 (法附則 14 条 1 項) 本文 1 行目～ 2 行目	平成 29 年度から令和 3 年度までの各年度においては、(1)の表及び 発展 *2 により負担することとされた額の規定にかかわらず、国庫は、当該負担することとされた額の 100 分の 10 に相当する額を負担する。	平成 29 年度から令和 6 年度までの各年度においては、 <u>介護休業給付金及び育児休業給付金に要する費用に係る国庫の負担額については、当該負担することとされた額の 100 分の 10 に相当する額を負担する。</u>

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P483 4 雇用保険率 (法 12 条 4 項) 本文 及び[雇 用保険率] 表	下記に差し替え

雇用保険率は、次の表に示されているとおり、令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までの間（前期）については、1,000 分の 9.5 から 1,000 分の 12.5 の間、令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間（後期）については、1,000 分の 13.5 から 1,000 分 16.5 の間で事業の種類に応じて 3 種類の率が定められている。

【雇用保険率】

令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までの間（前期）			
		雇用保険率	
		事業主負担分 (うち二事業に係る率)	被保険者負担分
一般の事業	1,000 分の 9.5	1,000 分の 6.5 (1,000 分の 3.5)	1,000 分の 3
農林水産業 清酒製造業 等	1,000 分の 11.5	1,000 分の 7.5 (1,000 分の 3.5)	1,000 分の 4
建設の事業	1,000 分の 12.5	1,000 分の 8.5 (1,000 分の 4.5)	1,000 分の 4

令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間（後期）			
		雇用保険率	
		事業主負担分 (うち二事業に係る率)	被保険者負担分
一般の事業	1,000 分の 13.5	1,000 分の 8.5 (1,000 分の 3.5)	1,000 分の 5
農林水産業 清酒製造業 等	1,000 分の 15.5	1,000 分の 9.5 (1,000 分の 3.5)	1,000 分の 6
建設の事業	1,000 分の 16.5	1,000 分の 10.5 (1,000 分の 4.5)	1,000 分の 6

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P484 POINT *6 2つ目の「□」	下記に差替え

□農林水産の事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する次の事業については、雇用保険率を一般の事業と同様に令和4年4月1日から令和4年9月30日までの間（前期）については、1,000分の9.5、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間（後期）については、1,000分の13.5とする特例がある（昭50.3.24労告12号ほか）。

- ① 牛馬育成、酪農、養鶏又は養豚の事業
- ② 園芸サービスの事業
- ③ 内水面養殖の事業
- ④ 船員法1条に規定する船員が雇用される事業

①社会保険科目（第2分冊）

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P54 ③ 経由	下記に差し替え (※③ 経由を③ 被保険者証の交付の方法に変更)

③ 被保険者証の交付の方法

(a) 任意継続被保険者以外の被保険者への交付の方法

保険者は、前記①又は②の規定により被保険者に被保険者証を交付しようとするときは、これを事業主に送付しなければならない。ただし、保険者が支障がないと認めるときは、これを被保険者に送付することができる。

事業主は、被保険者証の送付があったときは、遅滞なく、これを被保険者に送付しなければならない。

(b) 任意継続被保険者への交付の方法

保険者は、前記①又は②の規定により任意継続被保険者に被保険者証を交付しようとするときは、これを任意継続被保険者に送付しなければならない。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P240 ② 付加保険料 (法87条の2) 2つ目の「▶」 3行目	…保険料(既に納付されたもの及び前納されたものを除く)につき、…	…保険料(既に納付されたもの及び前納されたもの(国民年金基金の加入員となった日の属する月以後の各月に係るものを除く)を除く)につき、…
訂正	P270 発展 *1 本文 4行目	…、その加入員となること ができる(法附則5条12 項)。	…、その加入員となること ができる(法附則5条11 項)。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P291 (3) 擬制的任意適用(法7条)	…、任意適用の認可の申請を行わなくても <u>当該事業</u> について任意適用の認可があったものとみなされ、…	…、任意適用の認可の申請を行わなくても <u>当該事業所</u> について任意適用の認可があったものとみなされ、…
改正	P340 ⑥ 加給年金額の支給停止(法46条6項、令3条の7) 本文 2行目	…、次の(a)～(c)等の老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であって政令で定めるもの(その全額につき支給を停止されている給付を除く)の支給を受けることができるときは、…	…、次の(a)～(c)等の老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であって政令で定めるもの(障害を支給事由とする給付であって政令で定めるものについては、その全額につき支給を停止されている給付を除く)の支給を受けることができるときは、…
改正	P364 (4) 加給年金額の支給停止(法54条3項) 本文 2行目	…、次の①～③等の老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であって政令で定めるもの(その全額につき支給を停止されている給付を除く)の支給を受けることができるときは、…	…、次の①～③等の老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であって政令で定めるもの(障害を支給事由とする給付であって政令で定めるものについては、その全額につき支給を停止されている給付を除く)の支給を受けることができるときは、…

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P445 (9) 高額介護 合算療養費 タイトル	(9) 高額介護合算療養 費 (57 条の 3)	(9) 高額介護合算療養 費 (法 57 条の 3)

【2022/05/30 更新分】

①労働科目（第1分冊）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P380 ▶ 4行目	…、基本手当の受給権者に係る離職の日（基準日）が令和4年3月31日までの間であるものに係る基本手当の支給については、…	…、基本手当の受給権者に係る離職の日（基準日）が令和7年3月31日までの間であるものに係る基本手当の支給については、…

【2022/08/08 更新分】

①社会保険科目（第2分冊）

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P219 1 遺族基礎年金 の支給要件（法 37条ほか） 1 (d)	下記に差し替え

(d) 保険料納付済期間又は保険料免除期間（学生の保険料納付特例及び50歳未満の保険料納付猶予制度の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間を除く）を有する者のうち、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が**25年以上**である者が、死亡したとき

以上